

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり公表する。

令和3年3月29日

神栖市監査委員
池田 誠

神栖市監査委員
石井 由春

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

神栖市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規程に基づく財政援助団体等に対する監査を実施した。

2 監査対象団体及び部課

- (1) 公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社
- (2) 教育委員会文化スポーツ課

3 監査の実施日

- (1) 事務局職員事前実査 令和3年1月28日
- (2) 監査委員実査 令和3年2月 4日

第2 団体の概要

1 設立及び経緯

教育委員会が所管する本市の出資団体である「公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社」は、各種文化・スポーツ施設の効率的な管理運営を図るため、昭和63年に任意団体「神栖町施設管理公社」として発足し、平成3年に「神栖町スポーツ振興公社」に改組した。

しかしながら、活動や事業推進には任意団体として限界があったため、平成4年に、公益法人として「財団法人神栖町文化・スポーツ振興公社」が設立された。

その後、神栖町と波崎町との合併を経て、平成24年に、公益法人制度改革に基づく公益財団法人へ移行し、現在に至っているものである。

| | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 昭和63年4月 1日 | 神栖町施設管理公社設立 |
| 平成 3年4月 1日 | 神栖町スポーツ振興公社に改組 |
| 平成 4年4月 1日 | 財団法人神栖町文化・スポーツ振興公社設立 |
| 平成18年4月 1日～ 平成21年3月31日 (第1期) | 指定管理者として文化センター，運動施設を管理運営 |
| 平成21年4月 1日～ 平成24年3月31日 (第2期) | 指定管理者として文化センター，運動施設を管理運営 |
| 平成24年4月 1日 | 公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社へ移行 |
| 平成24年4月 1日～ 平成29年3月31日 (第3期) | 指定管理者として文化センター，運動施設を管理運営 |
| 平成29年4月 1日～ 令和 4年3月31日 (第4期) | 指定管理者として文化センター，運動施設を管理運営 |

2 市からの出資，補助金，指定管理料の状況

(1) 出資

基本財産 100,000,000円
自主事業運営基金 10,000,000円

| | | | |
|------------|-------------|------------|----|
| 平成4年 4月15日 | 41,000,000円 | 基本財産及び運用財産 | 出捐 |
| 平成5年 5月19日 | 30,000,000円 | 基本財産 | 出捐 |
| 平成5年 6月 1日 | 1,000,000円 | 運用財産 | 返還 |
| 平成5年11月17日 | 10,000,000円 | 自主事業運営基金 | 出捐 |
| 平成6年 6月15日 | 30,000,000円 | 基本財産 | 出捐 |

(2) 補助金

指定管理者制度への移行により，現在は交付していない。

(3) 指定管理料

令和2年度 文化センター 86,344,000円
令和2年度 運動施設 336,332,000円

第3 監査の着眼点及び実施内容等

1 監査の着眼点

(1) 出資団体

(団体関係：文化・スポーツ振興公社)

- ①定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また，それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ②決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③経営成績及び財政状態は良好か。
- ④資金の運用は適切か。また，経費節減は図られているか。
- ⑤現金や預金通帳，銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。

(所管部局：文化スポーツ課)

- ①出捐目的及び出捐金額等は妥当か。
- ②出捐金等の支出手続は適正か。
- ③出捐団体の経営成績及び財政状態を十分把握し，適切な指導監督を行っているか。

(2) 指定管理者

(団体関係：文化・スポーツ振興公社)

- ①法定点検が必要な施設，設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また，点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。
- ②協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③-1利用料金は，あらかじめ市の承認を得ているか。
- ③-2利用料金の収納は適正に行われているか。
- ③-3利用料金は，管理経費に充当され適正に運用されているか。
- ④利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ⑤公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また，領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(所管部局：文化スポーツ課)

- ①管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手続等は適正になされているか。
- ②事業報告書の点検は適切になされているか。
- ③指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め，調査し，又は指示を行っているか。
- ④施設改修・設備更新計画は適切か。

2 監査の実施内容

関係書類及び関係帳簿類の提示並びに監査委員からの事前質問に対する関係職員の回答説明を受け，監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の対象となった財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行は，当該財政的援助等の目的に沿って，適正に行われているものと認められた。

また，今回の監査を踏まえ，次のとおり意見を付す。

公社は，さらなる文化・スポーツ振興を推進する目的で，基本協定書による事業展開をしているが，当該事業の指定管理を受け，合规性は認められるものの，事業の効率性や有効性の見地からは十分とは言えない。市民が望む事業と公社が推奨する事業をセレクトし，将来展望がうかがえる文化・スポーツ団体の育成等，魅力ある，そして参加者が多く集う事業展開を検討されたい。